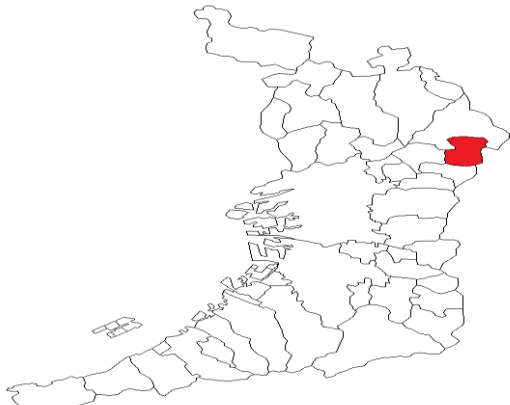


交野市立機能支援センター（児童発達支援センター） 安心安全給食特区

都道府県名：	大阪府	
申請主体名：	交野市	
区域の範囲：	交野市の全域	
特区の概要：	<p>本市では、令和2年度末までに児童発達支援センターの設置を検討している。設置場所としては市直営の機能支援センターにおいて必要な機能を付加し、児童発達支援センターとすることが前提となっている。機能支援センターには給食設備がなく、設備を新設することは、職員配置や設備面で多大な負担となる事から、特例による給食の外部搬入が可能となる事で、限られた人的資源を子どもの成長・発達における療育水準の充実の維持などに充当することができる。</p>	
適用される規制の特例措置：	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の許容事業	



交野市立機能支援センター
(児童発達支援センターへの移行施設)



療育の様子